

養育医療意見書

ふりがな			性別	生年月日									
受療者氏名			男 ・ 女	令和 年 月 日									
居住地													
出生時の体重	g	在胎週数	満 週	アプガー スコア	生後1分 点	出生時の場所							
						(1)自院 (2)他院 (3)その他							
主たる病状 (1つ選んで下さい)	(1) 極小未熟児 (2) 呼吸障害 (3) 仮死・無酸素症 (4) 先天異常 (5) 感染症 (6) 重症黄疸 (7) その他												
症 状 の 概 要	1 一般状態	(1) 運動不安・けいれん (2) 運動異常											
	2 体温	(1) 摂氏34度以下											
	3 呼吸器 循環器	(1) 強度のチアノーゼ持続 (4) 毎分30以下 (2) チアノーゼ発作を繰り返す (5) 出血傾向が強い (3) 呼吸数が毎分50以上で増加傾向											
	4 消化器	(1) 生後24時間以上排便がない (3) 血性吐物・血性便がある (2) 生後48時間以上嘔吐が持続											
	5 黄疸	有[生後()時間に発生] ・ 無	強度	強 ・ 中 ・ 弱									
	その他の所見 (合併症の有無等)												
診療予定期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 (予定)												
現在受けている 医療	(1) 保育器の使用 (2) 酸素吸入 (3) 人工呼吸器の使用 (4) 鼻こう栄養 (5) 輸液 (6) 交換輸血 (7) 光線療法 (8) 注射その他の医療												
症状の経過													
<p>上記のとおり診断する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">医療機関コード <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; width: 150px; height: 20px; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table></p> <p style="text-align: center;">指定医療機関の名称</p> <p style="text-align: center;">所在地</p> <p style="text-align: center;">担当医師氏名 Ⓔ</p>													

1. 未熟児養育医療給付について

未熟児養育医療給付は、養育のため病院等に出生後引き続き入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療を給付するものです。

2. 未熟児養育医療給付対象基準について

(1) 出生時体重が2,000g以下の未熟児

(2) 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示す乳児。

- ① 一般生活 ア. 運動不安、けいれんがある乳児。
 イ. 運動が異常に少ない乳児。
- ② 体 体温が摂氏34度以下の乳児。
- ③ 呼吸器循環器系 ア. 強度のチアノーゼが持続する乳児、チアノーゼ発作を繰り返す乳児。
 イ. 呼吸回数が毎分50を超えて増加傾向にあるか又は毎分30以下の乳児。
 ウ. 出血傾向の強い乳児。
- ④ 消化器系 ア. 生後24時間以上排便のない乳児。
 イ. 生後48時間以上嘔吐が持続している乳児。
 ウ. 血性吐物、血性便のある乳児。
- ⑤ 黄 疸 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のある乳児。
 (重症黄疸による交換輸血を含む)

3. 給付の内容について

医療券の発行を受けた場合、当券に記載されている指定医療機関において、診察・医学的処置・治療等の給付が受けられます(指定医療機関以外では給付は受けられません)。

ただし、健康保険法で対象としている医療が給付の範囲となりますので、保険対象外のものについては給付は受けられません。

4. 自己負担金について

世帯の所得税年額等に応じた**自己負担金**を枚方市で徴収します。

自己負担金は、後日(診療月の約4ヶ月後)枚方市から送付する「納入通知書」で納付していただきます(保険適用後の個人負担の全額を公費で負担する制度ではありません)。

5. 申請手続について

入院治療を受け始めてから3週間以内(退院後は手続できません)に、枚方市役所医療助成課で手続を済ませてください。2ヶ月を超えて申請手続をした場合、原則として2ヶ月以前に受けた治療に対しての医療給付は受けられません。

6. 必要書類について

申請書、意見書、世帯調書、誓約書、委任状、所得税年額等の証明書(源泉徴収票、確定申告書の控、課税証明書等)が必要です。下線部分の書類は枚方市役所医療助成課にあります。

- ・ 意見書については、指定医療機関の医師が作成する必要があります。
- ・ 源泉徴収票及び課税証明書については、扶養控除、社会保険料控除等個々の諸控除金額を記載した証明書が必要です。また、世帯全員について証明が必要ですが、他の方の証明書類で扶養されていることが分かる場合は省略できます。

なお、世帯全員の所得税合計額が0円の場合は、原則として市町村発行の課税証明書が必要です。

※ただし、枚方市で所得の確認ができる場合は、証明書は不要です。詳細はお問い合わせください。

7. 詳細について

不明な点、制度の詳細等については、医療助成課にお問い合わせください。

<問い合わせ先> 枚方市 医療助成課 〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号
電話：072-841-1221(代)内線3284・3285 電話：072-841-1359(直通)
FAX：072-841-3039(代)

養育医療意見書(裏面)